

## 平和安全法制を学際的に考える

大島佳代子・川上 敏和・木場 紗綾

### 概要

本稿は、2017年度に設置し、阿部茂行先生にも出講をいただいた同志社大学政策学部の選択科目「政策トピックス 20：平和安全法制を学際的に考える」（他学部生も受講可）の講義内容をもとに、政策学部の教員3名が、2015年に可決された平和安全法制を、憲法、国際関係、立法過程、経済学といった複数の学問分野から論じる。同時に、それら内容を科目として学部生に講義したことの教育効果およびその課題の分析も行う。

### 1. 研究の背景

2017年度設置科目「政策トピックス 20：平和安全法制を学際的に考える」は、軸足を置く学問領域が違えば社会のある事象を見る視点が大きく転換することを受講生に示すため、憲法学、国内政治過程、国際関係論などの立場から平和安全安保法制（以下、安保法制）を論じることを目的としてきた。本学政策学部の専任教員5名によるオムニバス講義を中心とし、テーマに応じて学内外から講師を招いて実施した。各回で扱った学問領域、テーマおよび講師は以

回	学問領域	テーマ	講師	主な問い
1	ガイダンス、	法制の概要		
2	安全保障	日本の安全保障政策と平和安全法制	防衛省防衛政策局次長 伊澤修	日本の安全保障政策の主要な柱は何か、そのなかでの安保法制の位置づけとは
3	憲法	憲法9条の解釈	大島佳代子*	憲法学者は何を問題だと考えているのか。「3項加憲」は可能か
4	憲法	平和安全法制と司法審査	大島佳代子*	
5	憲法	憲法9条改正と平和安全法制	北海道大学名誉教授 高見勝利	
6	国際政治学	日本を取り巻く安全保障環境：リアリズムからの説明	木場紗綾*	多極化する世界の中で、日本はどのような「パワー」を志向していくのか
7	国際政治学	平和安全法制と日米同盟：リベラリズムからの説明	木場紗綾*	安保法制の制定過程では米国からの働きかけがあったのか。そうだとすれば何が問題か
8	国際経済学	アジア太平洋の経済安全保障	阿部茂行*	経済的、人的な結びつきは安全保障環境にどのような影響を与えるか
9	安全保障	自衛隊と国際平和協力活動	自衛隊京都地方協力本部長 安孫子一	自衛隊は従来、海外でどんな活動をしてきたか
10	軍社会学	自衛隊による国際平和協力活動とその課題	木場紗綾*	国際平和協力活動におけるリスク（とくに死傷）について現在の日本の政策に欠けているものは何か
11	経済学	なぜいま平和安全法制なのか	川上敏和*	戦争と経済はどのように関係しているのか
12	立法過程	平和安全法制の審議と国会の役割	武蔵勝宏*	法案審議過程におけるもっとも深刻な問題は何かだったか
13	メディア学	平和安全法制と報道	NHK放送文化研究所 原由美子	安保法制を扱ったTV報道の特徴と、メディアにとっての今後の課題は何か
14	政治学	平和安全法制と世論	法学部政治学科 飯田健	なぜ国民の大多数が反対していた法案の通過後も安倍内閣の支持率は低下しなかったのか
15	講義のまとめとディスカッション			

\*印は本学政策学部専任教員。

下の通りである。

本稿は、このうちの主要な講義について、講義当日の資料や記録をもとに、3名の筆者が内容を書き起こし、1本の研究ノートとして取りまとめるものである。

## 2. 日本を取り巻く安全保障環境(木場紗綾)

### 2.1 問題の所在

4月17日に日本講義に登壇した防衛省防衛政策局次長の伊澤修氏は、日本の安全保障政策の基軸として、次の3点を挙げた。

- ① 日本自身の努力：防衛力整備、ミサイル防衛
- ② 日米同盟の強化：日米安保条約の安定
- ③ 良好な国際環境の構築：積極平和主義、装備品協力、能力構築支援

本章ではこれをもとに、リアリズム、リベラリズムの両方の視点から、安保法制をどのように評価できるかを論じたい。リアリズムとは、端的に言えば、人間はすべて利己的であり、自然状態では「囚人のジレンマ」状態となり協力ゲームは発生しないから、世界秩序を維持するためには、強制力のある世界政府をつくるか、勢力均衡 (balance of power) によって相互に軍事力の使用を牽制するしかないという世界観である。これに対してリベラリズムとは、実際の国家は軍事や安全保障のみに価値を置いて外交を展開しているわけではなく、各国家の利益は必ずしもいつも相反するわけではない、国家のあり方は多様なリーダーや社会集団に左右されているとし、規範や、国家以外のアクターの役割にも注目する見方である。

### 2.2 リアリズムからの説明：パワーの最大化

リアリズムにおいて、国家の「パワー」(他者の行動や心に影響を与え、意図した結果をもたらすこと)には大きく3つが想定される。第一は軍事的手段を他者への脅迫に使うパワー、第二は経済的手段を他者への褒章に使うパワー、第三は文化的手段を他者の説得・感化に使うパワーである。

軍事分析会社グローバル・ファイヤーパワー

(Global Firepower)の「世界の軍事力ランキング2017年版」(URL 1)によると、上から米国、ロシア、中国、インド、フランス、英国、日本となっている(表1)。これは単純な武器の保有数だけではなく、バランスの取れた装備品の配備状況、地政学的な要素、天然資源、産業発展の度合い、マンパワーなどから成る指標によって算出されたものである。日本は非核保有国の中ではトップの軍事力を有していることになるが、人口減少や近隣諸国の軍事予算の拡大(たとえば朝鮮民主主義人民共和国は2014年には35位、15年には36位であったが、16年には25位に上がり、17年は23位にランクインしている)を考えると、これより上がることは想定しにくい。また、同ランキングの指標には核兵器の保有数はあえて加味されていないが、上位1位から6位までは核保有国であり、以前として米国とロシアの核保有数が群を抜いていることは言うまでもない。

経済面での日本の「パワー」の相対的な衰退は、2016年に出版された白石隆『海洋アジアVS. 大陸アジア』をはじめ過去10年間のさまざまな研究で示されており、本稿4.で川上が詳述する通りである。世界経済に占めるG7のシェアは2000年の66%から2010年には50%に減少しており、うち日本のシェアは1990年に14%であったのが2010年には9%に低下している。それに代わり、中国を含む新興国、途上国のシェアは2018年には41%に達すると予測されている(白石2016)。経済発展著しい東

表1 世界の軍事力ランキング2017年版

1	アメリカ	(0.0891)
2	ロシア	(0.0963)
3	中国	(0.0977)
4	インド	(0.1663)
5	フランス	(0.2001)
6	イギリス	(0.2198)
7	日本	(0.2227)
8	トルコ	(0.2614)
9	ドイツ	(0.2634)
10	イタリア	(0.2772)
11	韓国	(0.2804)

(出典：URL 1)

南アジアへの政府開発援助（ODA）を段階的に見直してきた日本とは対照的に、中国は近年、東南アジア地域に多額のインフラ投資や援助を実施してきている。

このように、軍事的にも経済的にも中国をはじめとした巨大人口をもつ新興国が台頭し、日本の「パワー」が相対的に減少しているなか、筆者は、安倍政権下で安保法制が整備されたことの意義は3点に集約できると考える。

第一は、法改正によって、従来は「保持していても運用はできなかった」軍事的パワーを、集団的自衛権の発動のために使うことが法的に可能になった、つまり、いわゆる「普通の軍隊」に近づいたことを諸外国に示すという意義である。法制の可決から2年が過ぎた2017年9月現在、法制を根拠に自衛隊が新たな活動に踏み切った事例はきわめて限定的である<sup>1</sup>とはいえ、法制が整備され、活動の範囲が法的には大幅に拡大されたことを、特にアジア太平洋域内で示すことは、この地域における米国の「勢力均衡」を維持するうえで一定の効果があるといえよう。

第二は、日本の相対的な経済力が減少し、東南アジアへのインフラ輸出や装備品移転においてもプレゼンスを維持できないなか、従来のODAだけでなく、さまざまな国際協力が可能になったことを東南アジア諸国および世界に示すことは大きな意義がある。安保法制によって変化したのは自衛隊による国連PKOなどの国際平和協力活動や国際平和共同対処事態における協力のみであるが、安倍総理大臣は2014年5月のシャングリラ会合でのスピーチにおいて、「ODA、自衛隊による能力構築、防衛装備協力など、日本が持ついろいろな支援メニューを組み合わせて、ASEAN諸国が海を守る能力をシームレスに支援してまいります」と述べ、従来型のODAに加えてフィリピンやベトナムの沿岸警備隊に巡視艇を供与したこと、武器輸出3原則の見直しに伴い、救難、輸送、警戒、監視、掃海など目的に応じて日本の防衛装備品を他国に供与できるようになったことをアピールした（URL 2）。

国際関係における「パワー」とは、決して実力行使を指すのではない。ある国がその潜在能力を誇示することによって他国の行動に影響を与え、意図した結果（たとえば他国の軍事力の抑制）を達成できるとすれば、パワーが働いたとみなすことができる。重要影響事態を想定し、米国とのあいだで集団的自衛権を行使できるようにし、従来のODAに加え、防衛省・自衛隊による国際協力活動へのさらなるコミットメントを行うことで日本の持ちうるオプションが過去とは「飛躍的に」高まり、それが他国にじゅうぶんに影響をもたらし得ると多くの国から認識されたのであれば、それだけで安保法制の意義はあるとみることができよう。

## 2.3 リベラリズムからの説明：リベラルな国際秩序の維持

本項では、リベラリズムからみた安保法制の意義について述べる。ここでの焦点は日米関係であり、「オープンでリベラルな国際秩序を維持するための日米協力」である。

安保法制の審議過程において、安倍総理大臣は米国からの圧力によって法制に踏み切ったとする批判があった。法制をめぐる与党協議は2015年に始まり、政府が安全保障関連法案を閣議決定して国会に提出したのは5月であったが、安倍総理は4月に米国を訪問し、「日米防衛協力のための指針」（いわゆる日米ガイドライン）の再改定に立ち会うとともに4月29日には米国連邦議会上下両院合同会議において演説し、「日本はいま、安保法制の充実に取り組んでいます。実現のあかつき、日本は、危機の程度に応じ、切れ目のない対応が、はるかによくできるようになります。この法整備によって、自衛隊と米軍の協力関係は強化され、日米同盟は、より一層堅固になります。それは地域の平和のため、確かな抑止力をもたらすでしょう。戦後、初めての大幅な改革です。この夏までに、成就させます。」と述べた（URL 3）。

これをリアリズム的に見れば、安倍総理は米国の顔色を伺い、日本の国会審議よりはるか前

<sup>1</sup> 2017年5月、海上自衛隊の護衛艦「いずも」が、東京湾南の太平洋で米海軍の補給艦と合流し、初となる「平時の米艦防護」を行いながら朝鮮半島沖に向かった。（2017年5月1日東京新聞「自衛隊に初の「米艦防護」命令 安保法の初任務 きょう出港」）。

に米国に対して可決を約束するほどに米国に屈していたように見えるであろう。しかし別の見方をすれば、安倍総理は単に米国追従や自らの悲願である憲法改正のためだけではなく、米国の主導するリベラルな国際秩序の維持・強化のために安保法制を整備しようとしていたとも捉えることができる。

同じ演説の中で、安倍総理はこうも述べている。『「国際協調主義にもとづく、積極的平和主義」こそは、日本の将来を導く旗印となります。テロリズム、感染症、自然災害や、気候変動。日米同盟は、これら新たな問題に対し、ともに立ち向かう時代を迎えました。』「日米同盟は、米国史全体の、4分の1以上に及ぶ期間続いた堅牢さを備え、深い信頼と、友情に結ばれた同盟です。自由世界第一、第二の民主主義大国を結ぶ同盟に、この先とも、新たな理由付けは全く無用です。それは常に、法の支配、人権、そして自由を尊ぶ、価値観を共にする結びつきです。」

冷戦後の米国は世界の「単極」として、法に基づいたリベラルな秩序を率いてきた。ジョン・アイケンベリーは、アメリカと他の民主主義国の共有する「規範」が世界を凌駕してきたと述べている（アイケンベリー 2012）。また、この概念は、「グローバル世界の繁栄なしに、米国の繁栄はありえない。世界中に自由が広がっていないと、米国の自由は保障されない。広範な国際安全保障のための手立てなくして、米国の安全を保つことはできない」というロバート・ケーガン（レーガン政権下でシュルツ国務大臣のスピーチライターを務めた）との言葉にも反映されている。

米国の外交政策は 1941 年 12 月 7 日の太平洋戦争の開戦直前から現代にいたるまで、「アメリカ第一主義（America First）」と「リベラルな国際主義のための介入」との間で揺れ動いてきた。ベトナム戦争以降、冷戦体制の終結を経る中で、米国の「国際主義」に対する国内外からの疑念や批判が向けられてきた。共産主義の脅威が消滅した後、西側民主主義諸国は共通の目標を見出せるのか、米国が単極的で圧倒的な「パワー」を有するとき、国際秩序はどうなるのか。勢力均衡が崩れ、各地でナショナリズムや民族アイデンティティが広がり、リベラルな民主主義社会を崩壊させ、世界はより多極化し、不安

定化するのではないかと予測もあったが、実際は、アメリカと他の民主主義国の共有する「規範」が世界を凌駕し、世界は「単極」化をたどった。

「日本の外交政策は米国に影響されている」、 「米国は日本に圧力をかけている」と表現するとき、その場合の「米国」は自国の利益を追求する日本の同盟国であると同時に、法の支配、人権、自由貿易といった価値に基づいた規範を主導してきた米国であることを考慮する必要がある。日本がリベラルな国際秩序作りと民主主義の価値の普及に貢献すべきであるという「外圧」は、決して米国のみの意向ではない。

2017 年 1 月に発足したトランプ政権は「アメリカ第一主義」を公言している。TPP の白紙化をはじめ、自由貿易体制を守るというコミットメントは明らかに欠如しており、ルールに基づくリベラルな国際秩序を守るというコミットメントも見られない。価値や秩序ではなくパワーを誇示し、強大な米国の軍事力は米国のためだけに使うのだという姿勢、「アメリカの利益に即さないようリベラルな国際秩序」は不要であり、遵守しなくてもかまわないという言動が目につく。

他方で習近平政権は近年、米国に対しても「新しい大国関係」つまり、衝突・対抗しない win-win な関係を提案している。米中はたしかに、世界的な問題について多くの利害を共有するが、「秩序」に対する認識はまったく異なる。中国の核心的利益とは、共産主義でも資本主義でもない「民族主義」であり、「中華民族の偉大な復興」である。中国は、米国がリベラルな国際秩序を担うことに疲弊したところに、自由貿易や「国際主義」を担う「大国」を演出する可能性がある。米国が中国のアジアにおける地域覇権の確立を即座に受け入れるとは考えにくい。少なくとも、トランプ政権の下でリベラルな国際秩序が弱体化するリスクは非常に高まっている。

こうした背景を踏まえると、「現在の日本の防衛方針」は次のように再解釈することができる。

- ① 日本自身の努力：防衛力整備、ミサイル防衛
- ② 日米同盟の強化：日米安保条約の安定
- ③ 良好な国際環境の構築：積極平和主義、



### 装備品協力、能力構築支援

日米同盟の強化は単に日本が米国に防衛してもらえるかどうかの問題ではない。米国にリベラルな国際秩序へのコミットメントを促し、オバマ政権が始めた「アジア重視」外交を継続し、この地域に米国を留まらせることは日本の役割である。

また、良好な国際環境の構築については、グローバルな課題解決に向けたG7諸国とのさらなる連携や国連外交に加え、東南アジア諸国に対して「防衛外交」のオプション、支援のメニューを用意することが今後、ますます重要になるであろう。国連PKO活動に人員を出すことだけが国際平和協力ではない。しかし、今後日本がアジア重視、秩序重視の外交を強調するにあたっては、日本自身が安保安法制によって、法的には、他国並みの国際平和協力活動を実施できる体制をすでに整えたという事実のもつ意味は大きい。仮に、もし2015年に安保安法制が可決されておらず、トランプ政権の発足後に集団的自衛権の議論が行われていれば、国民は日本政府を「トランプ政権の圧力に屈して法制化を目指している」とみなし、国会審議はより難航したであろう。また、そのようなイメージを諸外国に与えてしまうことは外交上、大きなマイナスである。

## 3. アジア太平洋の経済安全保障と人的交流 (阿部茂行教授の講義、記録:木場紗綾)

### 3.1 問題の所在：経済安全保障とは何か

経済安全保障とは、経済的手段によって望ましい国際環境を形成することである。

外務省経済局の経済安全保障課は「エネルギー資源その他の資源の安定供給等、経済安全保障に関する外交政策」を所掌としており(URL 4)、「日本経済を守るための安全保障」を重視している。他方、これとは対照的に、同志社大学ビジネス研究科の村山裕三教授は2004年に、「日本は技術・経済を使って国際的な地位向上を図っていけるのか」という視点が必要であるとして、次のように述べている (URL 5)。

「日本は『軍事力に制限を設けた通商国家』だからです。他の国が軍事力を使って考えると

ころでも、日本は経済力、技術力を使って考えなければならないのです。」

「高度経済成長の時代の日本には「経済」というアイデンティティがありました。ところが最近では景気の悪さと共にその日本のアイデンティティがゆらいでいます。では『安全保障』でアイデンティティがあるかという、アメリカに追従しているだけじゃないか、という議論が多い。果たして日本とはどういう国なのかという視点からも経済安全保障を考えたい。」

その上で村山は、日本は自然災害、感染症、テロ、サイバー攻撃などへの対応において、「安心・安全」のための技術開発を売りにしていくべきであると提言する。

この場合の経済安全保障とは、平易な言葉で言い換えれば、「各国が日本を戦争に巻き込むことの馬鹿らしさを認識すれば、日本の安全は保たれる」、「親せきや友人や重要な取引相手がいる国と戦争をする気にはならない」というような、経済を基盤とした密接な人的、組織的な関係に基づく安全保障を指す。本章では、講義の中で阿部教授が紹介した3つの経済安全保障の課題と展望を論ずる。

### 3.2 人のつながり：奨学金や人材交流

阿部教授はハワイ大学で博士号を取得した後、国際連合アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)に勤務し、日本に帰国後は日本の諸大学で教鞭をとりながらも、国際学会の編集に携わり、北京大学、タイのタマサート大学など外国の大学でも客員教員として講義してきた。同志社大学阿部ゼミは毎年、東南アジアへの研修旅行を実施しており、ゼミには外国人留学生も多く参加してきた。こうした外国人との人的交流はすべて、広義の安全保障と考えることができる。

米国のフルブライト奨学金や、阿部教授が70年代に受給していたEast West Centerの奨学金は、留学生の米国に関する理解を促進すると同時に、米国学生の他国への関心も向上させてきた。仮に日本が真に「軍国化」すれば、知日派の米国人知識層が異を唱え、進言してくれるような土壌が重要である。こうした奨学金が外国の米国理解を深め、将来の紛争を未然に阻止することになる。

一方、日本政府による外国人留学生への奨学金の規模は決して大きいとは言えない。現在、日本への留学生は2016年度で23万9,287名であるが、うち国費留学生は9,481名と4%にすぎず、30年間、ほとんど変化がない（URL 6）。留学生の絶対数は増加しているが、うち41%は中国からの留学生、22%はベトナムからの留学生である。GPAの数値が3に満たない学期が2学期以上連続すると、退学を余儀なくさせられる米国の大学と異なり、日本では留学生がアルバイト目的で訪日していても、アルバイトをしながらも単位がとれる。労働力の搾取ともいわれる技能実習生制度も含め、日本政府による人的交流事業は安全保障上、戦略的に設計されているとは言いがたい。

### 3.3 企業のつながり：直接投資、国際生産ネットワーク、ブランド力

2017年1月、トランプ大統領は就任早々、トヨタ自動車は米国での雇用を生み出していないと批判し、トヨタ自動車側は、南部ケンタッ

キー州に13億3,000万ドル（約1,470億円）の追加投資を行うと発表した。報道によると、これに対して米国側は「製造業の経済環境への信頼が大きく改善したことのさらなる証拠だ」と一定の評価をしているという<sup>2</sup>。一企業が日米外交に重要な影響を及ぼした一例である。

日本を含むアジア諸国は、輸入代替から輸出志向政策に転換し、世界でまれに見る高度成長を成し遂げた。輸出をテコに経済成長を遂げたのである。市場が狭小な国では、工業化だけではそれほど大きな発展は見込めない。輸出志向に政策転換をすると、市場は世界に広がる。そうであるなら、どのように輸出志向にするかが問題となる。自国だけの努力では、日本の様に発展に時間がかかるが、先進国の助けを借りれば素早い成長も可能となる。アジアが高度成長を遂げたことは、世界の貿易の流れを見ることでも分かる。

現在、日本の貿易相手国は北米・欧州から東アジアおよびASEANに転換している。図は、1998年と2008年の東アジアにおける電気機械産業の貿易構造の変化を示している。この時期

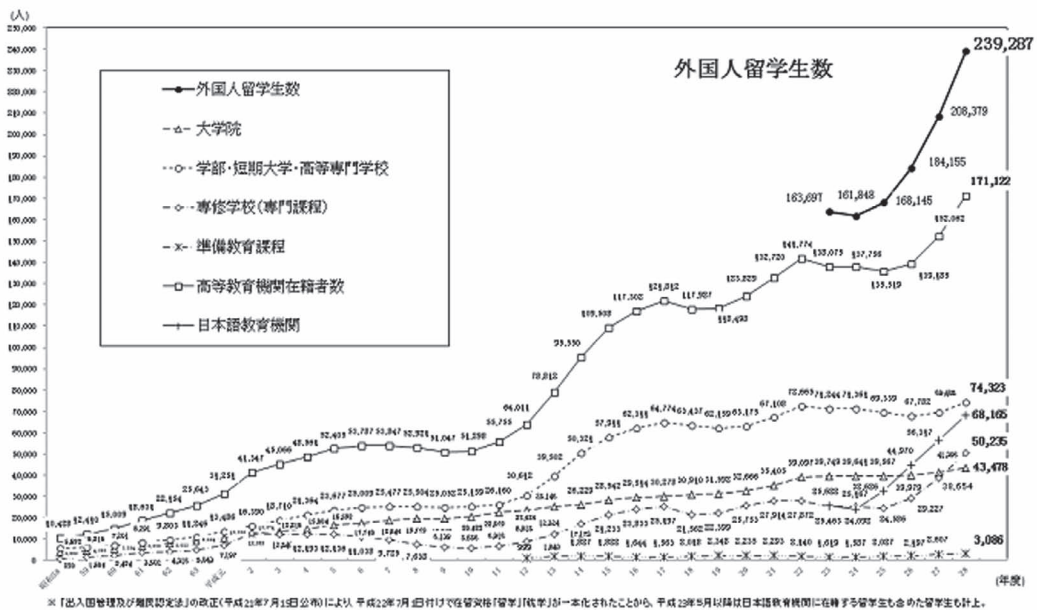


図1 平成28年度外国人留学生在籍状況調査結果（2017年2月発表、出典はURL 6）

<sup>2</sup> 毎日新聞 2017年4月11日「トヨタ：米投資1470億円 トランプ氏「製造業改善の証拠」

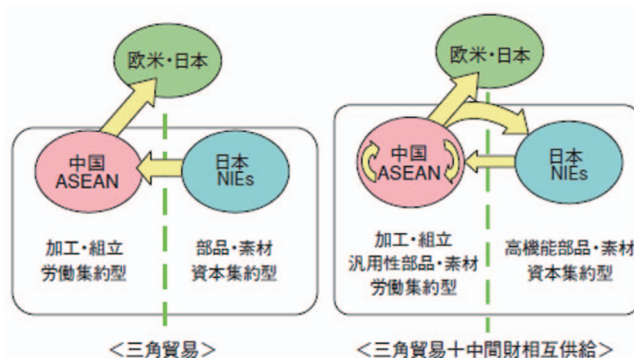
に日本から中国、韓国、台湾への中間財輸出が大きく増加していることが見て取れる（URL 7）。これは 1985 年のプラザ合意で円高が進み、一年ばかりで 1 ドル 240 円から 120 円になったことで、アジアに日本企業が大量に進出したことによる。いまや、日本単独で生産できる製品は少なく、多くはアジア各国で分業体制をしいていると考えて良い。これを国際生産ネットワークというが、典型的な姿は、日本が機械類をアジアに輸出し、多くのアジア諸国で中間財を産出、それをアSEMBリーのため中国に集め、最終製品をそこで生産、そしてそれまでの日本の輸出先である米国や EU に輸出するというものである。それゆえに、現在、中国はかつての日米の貿易摩擦を肩代わりしている状況にある。

アジアの FTA や EPA は先に途上国が先進国の直接投資を誘致するために中間財の輸入を無税にした。その後を追って、FTA や EPA が締結されている、つまりデファクトの自由貿易というのが実情である。ASEAN を含む国際生産ネットワークは、2010 年のタイの大洪水で、その重要性に世界で注目されるにいたった。タイの中間財の生産がストップすることで、それがないと生産がすすまない世界経済が揺らいだのである。これをポジティブに見るなら、こうした国際生産ネットワークが続く限り、アジアには経済安全保障が成立しているということになる。

### 3.4 国家のつながり：経済連携を強化する ODA や自由貿易協定

アジアの多くの国はすでに日本の ODA 被援助国からバリューチェーンの一員として対等な貿易パートナーへと転換しつつある。ヨルダンに行ってみるとびっくりしたことがある。タクシーの運転手や普通の人がすべて JICA を知っている。JICA が庶民の生活に必須の浄水場などを建設しているからである。経済協力は両国間の関係を良くすることは自明であろう。ミャンマーやラオスなどは依然として日本からの ODA の被援助国であるし、民間 NGO も学校建設や図書館運営などで頑張っている。こうした国家間の活動が経済安全保障を強化するのに役立っている。

直接投資から貿易の緊密化、このプロセスで、アジアの途上国の多くは製造業の付加価値を高める戦略を現在とっている。途上国が発展を遂げるには、国際生産ネットワークの一翼を担うのが一番の早道である。輸出加工区を設け、中間財を無税で輸入といった優遇策を採用して先進国の直接投資を誘致し、サプライチェーンの一翼を担う。輸出志向で発展を遂げるには、更なる技術移転を先進国から受けることが焦眉の急となっている。日本企業からの技術移転は着々と進んでいるようで、タイが大洪水に陥ったときには、トヨタなどは、すりあわせの技術をタイ人技術者が継承しており、タイの工場が閉鎖されそうした技術者でないと生産できない部品を、彼らを日本に呼んで日本の工場生産



(資料) 経済産業省作成。

図 2 東アジアの多国間工程分業の進展 (出典：『通商白書 2007 年』 113 ページ)

した。こうした経済の緊密化があるなら、まず戦争は起こらない。

2001年にドーハで開催された世界貿易機構(WTO)閣僚会合での多国間交渉開始合意から16年が経過した現在でも、新たな自由貿易協定の交渉の目途は立っていない。WTOの全加盟国による交渉は困難を極めるためである。それに代わって、2国間あるいは複数国間でFTAや経済連携協定を模索する動きが続いている。アジア地域において注目されるのは東アジア地域包括的経済連携(RCEP)である。2015年のデータに基づく、主要国と地域のFTAのカバー率は図のようになっている(URL 8)。FTAを締結した相手国の市場では関税や規制の面で第三国の企業に対して優位に立てるので、FTAネットワークは大きければ大きいほど「有利」となる。中間財の多くが「アジア域内」で生産されていることを考慮すれば、このメカニズムが続く限り、域内諸国には、経済活動の維持の

ために紛争を予防するインセンティブが働くと言って良い。

### 3.5 まとめ

本章では、「安全保障のためには日本企業がもっと強くなる必要がある」という視点からの経済安全保障の見方に基づき、安全保障とは、個人、企業、国家などあらゆるレベルでつながりを強化することであるとの阿部教授の提言を紹介した。日本企業や日本の製品の魅力を最大限に生かし、国際競争力を高めるためには、個人や企業の努力だけでなく、国家がそれを下支えする自由貿易体制の維持と拡大に主導的な役割を果たすべきであると言える。また人的交流についても、日本の将来を担う大学生を中心に個人が語学力を身につけて海外に積極的に出ていく努力は重要であるが、やはり国家の果たす役割は非常に大きい。

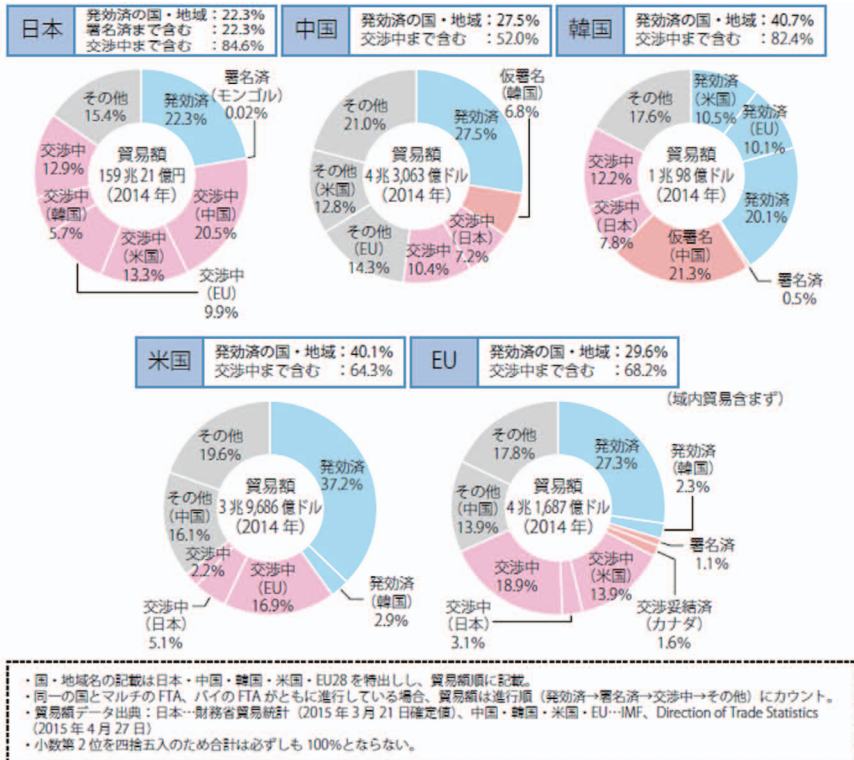


図3 各国のFTAカバー率比較 (出典『通商白書2015年』290ページ)



なお、最後に、経済安全保障の定義はさまざまであることを付記しておきたい。たとえばボードウィン<sup>1</sup>は、一国が経済制裁などをちらつかせて相手国の協力や妥協を促す活動に着目しているし (Baldwin 1985)、長谷川<sup>2</sup>は、密接な経済関係は脅しに利用され、域内の勢力均衡すら変化させる可能性がある<sup>3</sup>と指摘している (長谷川 2013)。

## 4. なぜいま平和安全法制なのか(川上敏和)

### 4.1 本章の立場と概要

他の社会科学と異なる経済学の特徴として、事実解明的アプローチと呼ばれる客観的な分析と規範的アプローチと呼ばれる価値判断を伴う分析を意識的に区別する点が挙げられる。そのような手法を学ぶためか、経済学者には主観的な判断や価値を含む議論に踏み込むことに慎重になる態度が自ずと身に着く。経済学部<sup>4</sup>に所属しているとあまり意識しないことも知れないが、政策学部のように他の社会科学系の研究者と同居する環境に身を置くと、そのような姿勢には大きな意義があることをしばしば感じる。社会科学の多くは価値判断と客観的な言明との区別がそれほど明確ではない。もちろん、経済学者が客観的であると主張する事柄からも、価値判断的な内容を排除はできないので、それをもってしてこのような経済学的手法が優れているというつもりはない。けれども、多様な観点を提供するという意味では、経済学特有の手法がその観点の1つとなりうることは少なくとも言えるのではなからうか。本節の内容は大部分が常識的なものである。例えば、添谷 (2016) などの啓蒙書を読めば、日本の安全保障の現状認識として挙げられている。それらを客観的に裏付けるように、歴史的な出来事を表に整理し直したり、データをグラフ化したりしているところが、本章の独自性の1つと言える。このように物事を整理し、それに基づいて考えるという手続きは、経済学に携わる人間にとってはごく自然なことであり、また学生諸君にも馴染んでもらい、複眼的思考を身に付けるのに役立てて欲しいと考え、講義内容は組み立てた。

本節の概要は以下の通りである。最初に、高

校の世界史、日本史の教科書を用い、戦争が世界中でどのような頻度で行われているか、日本が過去にどの程度戦争に参加してきたのかを確認する。現代日本人には実感しにくいことであるが、第二次大戦後も世界では戦争が頻発していること、日清戦争からのおよそ50年の間に日本人は20年ほど戦争を行っていたことが確認でき、戦争は決して我々にとって縁遠い存在ではないことが分かる。次に、戦争と経済力の関係性を簡単にまとめる。戦争の能力は、軍隊の性能にももちろん関係するが、それを支える経済力も大きく物を言う。それを日本が過去に行なった戦争を具体例として確認する。その上で近年、世界各国の経済力が大きく変化していることを各国のGDPを比較し確認する。その変化の特徴は①中国の台頭②日本の相対的な地位の低下③東南アジアの成長が主なものである。その変化が日本で安全保障を考える機運に結びついていることは明らかである。一方で、それに対する具体的な方策としては、現安倍政権が推し進める日米同盟依存型の安全保障しか目下のところ見当たらない。2015年の安保法制<sup>5</sup>もその流れの1つに位置づけられる。しかしながら、それは経済面からみた世界の動向からは現実的とは言えないことを述べ、結論としたい。

### 4.2 歴史の振り返りから見た戦争の発生頻度

人間はどの程度の頻度で戦争をしてきたのかという基本的な問いについて、歴史の振り返りから答えてみたい。表1は第二次世界大戦以後に世界で起こった戦争を、山川出版社『詳説世界史B』(木村ほか2012)から抜き出し、年表として整理したものである。表2には戦争の名前を記し、その下に引いた太線で戦争の続いた期間を表している。

この70年余りの間、日本は戦争に参加したことがない。70数年という時間は、人間の一生にほぼ相当し、戦争の記憶が風化するには十分な時間である。そのため日本人には戦争が起こるものだという現実感が希薄である。しかしながら、表1からは戦後も世界中ではほぼ毎年のようにどこかで戦争が行なわれてきたことが見て取れる。また、複数の場所で同時に戦争が行われることも頻繁である。年表が埋まらな

かったのは1970年代後半の数年間である。取り上げた戦争は高校の教科書に掲載される程の主要なものに限られており、よりマイナーなものを含むように範囲を広げれば、依然として毎年世界中のどこかで多数の戦争が起こっていることは容易に想像できよう。

次に日本が関わった戦争について同様に表にまとめてみよう。表3は明治維新までに日本が過去に経験した戦争を、山川出版社『詳説日本史B』(石井ほか2012)から抜き出し、年表にしたものである。年表の表記の仕方は表2と同様である。

この表からは、日本は対外戦争をほとんど経験してこなかったことが分かる。白村江の戦いから秀吉の朝鮮出兵までの間には実に1000年近く年代の開きがあり、海外で行われた戦争に参加した事例は3度に過ぎない。倉本(2017)によれば、「日本は内戦も極めて少なく、その規模も中国やヨーロッパ、イスラム社会と比較すると小さなものであった」ようである。

表4は日清戦争から太平洋戦争までの期間において、日本が参加した戦争を年表にまとめた

ものである。

50年間という短い期間のうち20年程度戦争で年表が埋まる。表3と比べてみると、江戸時代以前に比べ遙かに頻繁に日本が戦争に参加していることが分かる。両者の結果をまとめると、日本は本来それほど好戦的な国ではないが、にもかかわらず時代によっては5年中2年という頻繁さで戦争をすることがあったと言える。現在の日本人の実感に比べて、戦争は頻繁に起こり、また日本が戦争に巻き込まれることがあっても不思議ではないということが、以上のような簡単な歴史の振り返りから見て取れる。

### 4.3 戦争の能力と経済力

経済力が戦争の能力に影響を及ぼすだろうことは常識的に考えればすぐに分かることである。ここではそれを次の図4のように単純化して議論を進める。

戦争という活動は戦場での戦闘行為とそれを後方から支援する兵站という活動に分けられる。戦場における戦争遂行能力の優劣は、軍隊

表2 第二次世界大戦後の主要戦争

西暦(年)	46	50	55	60	65	70	75	80	85	90	95	0
南・北アメリカ・西欧									フオーランド紛争(62)			米同時多発テロ(01)
ソ連・ロシア		朝鮮戦争(50~53)						ソ連のアフガニスタン侵攻(79~89)		ユーゴ内戦(91~00)		
アフリカ・アジア	インドシナ戦争(46~54)		ベトナム(第2次インドシナ戦争)(55~75)					イラン・イラク戦争(80~88)	イラクのクウェート侵攻(90)	米、アフガン攻撃(01)		
	第1次中東戦争(48~49)		第2次中東戦争(56~57)		第3次中東戦争(67)		第4次中東戦争(73)		中越戦争(1979)	湾岸戦争(91)	米、英イラク攻撃(03)	

木村ほか(2012)に基づき筆者作成

表3 日本の対外戦争(1)

	平城京時代			平安時代				鎌倉時代	室町時代	戦国時代	江戸時代				
	400	500	600	700	800	900	1000	1100	1200	1300	1400	1500	1600	1700	1800
倭軍・百濟新羅を破る(391)				白村江の戦い(663)							蒙古襲来(1274, 1284)				
											文禄・慶長の役(1592)				

石井ほか(2012)に基づき筆者作成

表4 日本の対外戦争(2)

90	95	0	5	10	15	20	25	30	35	40	45	
日清戦争(1894~95)			日露戦争(1904~05)		第1次世界大戦(1914~1918)			満州事変(1931)		日中戦争(1937~45)		
											太平洋戦争(1941~1945)	

石井ほか(2012)に基づき筆者作成

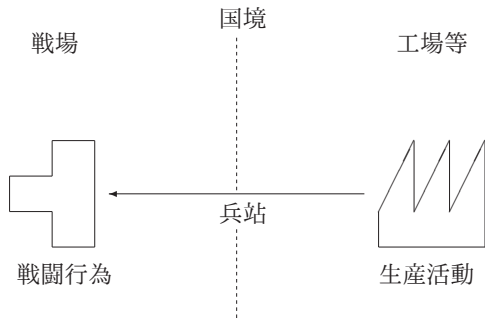


図4 戦争と経済活動

の優秀さに大きく依存する。一方で、兵站という活動はそれ自体の技術の優劣にも負うが、兵站を支えるためには武器、弾薬、食料などを国内で生み出さなければならない。どの程度のもを生み出せるかは生産能力すなわち経済力が何と言っても物を言う。従って、戦争の能力は大雑把に言って①軍隊の能力と②その国の経済力を合わせたものだということができる。加えて、戦争が長期化するほど①に比べて②の重要性は増す。その国の経済力を測る最も代表的な指数がGDPであり、本稿では国の経済力としてはGDPを念頭に置いて今後の議論を進める。日本の経験した日清戦争と日露戦争を比べると、清、ロシアのどちらも大国であり、戦争時点でのGDPは両国とも日本の数倍であったと言われている。けれども日清戦争は開戦から9か月で決着がついたのに対して、日露戦争ではその倍の1年8か月の間戦闘が続いた。つまり、日清戦争においては、軍隊の能力で概ねの決着が着いたと考えてよい一方、日露戦争では経済

力で支える部分にも大きく負担がかかったと言える。高校の教科書もそのことに言及しており、例えば前掲の石井ほか（2012）では次のような記載がある。

“日露戦争は、機関銃や速射砲のような新兵器の登場によって、本格的な近代戦・物量戦となったため、兵器・弾薬・兵士などの補給が日本の限界に達した。また、約17億円の軍事費のうち、約13億円を内外の国債に依存し（外債約7億円、内債約6億円）、国内の増税でまかなわれたのは3億2000万円弱であったが、これも国民負担の限度に近かった。”

けれども日露戦争においては、国民の生活水準を大きく損なう手前で終戦を迎えており、戦後もそれほど大きな経済的な停滞は見られない。これが太平洋戦争になると、国内の生産能力が壊滅するところまで戦争が続けられており、経済復興には長い時間を要したと言える。通常、生産能力を失うと戦争を続けることはできない。太平洋戦争はそこまで続けてしまった稀な例といえるだろう。このように考えると、国家間の戦争についての考察の際に、各国の経済力、それを表す代表的な指数であるGDPの水準を検討することの重要性は明らかであろう。

#### 4.4 各国GDPからみた経済力の比較

では、翻って現在の各国のGDPはどのような水準にあるのであろうか。次の図5は国際連合のNational Accounts Main Aggregates Database (URL 9) を参照し、1990年から2015年間の主要国のGDPの推移をグラフにしたものである。

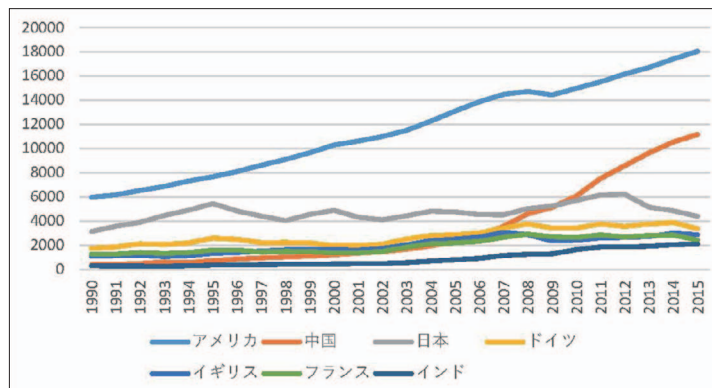


図5 各国のGDP推移 (URL 9に基づき筆者作成)

このグラフから読み取れる重要な事実は2つある。1つは中国の急成長である。そのGDPは2010年に日本を抜き去った後も急速に成長を続け、2015年にはおよそ日本のGDPの2.5倍に達し、先頭を行くアメリカにもいずれは追いつくのではないかと思わせる勢いである。更なる経済成長のため、中国はアジアインフラ投資銀行の設立を主導するなど代表されるように国際開発金融事業に進出し、また「一帯一路」と呼ばれる経済圏構想を提唱・推進するなど対外膨張政策を続けている。これに対して、イギリス、フランス、ドイツといったヨーロッパの主要国はアジアインフラ投資銀行に既に参加している。また、アメリカの民間世論調査機関であるUS Pew Research Centerが2015年に行った調査（URL 10）によると、イギリス、フランス、ドイツなどでは将来的に中国がアメリカを抜いて世界の覇権国になると過半数を超える人が回答したという結果が出ている。

もう1つは、日本の世界経済に占める存在感の低下である。1990年から2000年初頭にかけては、日本のGDPはアメリカには及ばないものの、ヨーロッパの主要国により形成される第3位グループを大きく引き離れた状況を維持してきたが、2015年においては第3位グループに飲み込まれた感がある。図5を作成したものと同じデータから1990年、2000年、2015年の世界経済に占める各国GDPのシェアを円グラフにまとめなおしたものが次の図6である。

先ほど述べた2つの事実はこの図をみると更

に際立つ。すでに確認したように、経済力と軍事力の間には正の相関関係がある。従って、多くの日本人が感じているように、今後中国の軍事的脅威が増すことに対して何らかの対処が必要なのは明らかであり、安保法制定を含めて安倍政権が近年進めてきた安全保障政策を支持する人々の危機感は良く分かる。

日本の経済面での存在感の低下の様子はアジアの中でも顕著である。既に見たように、中国には大きく水をあけられた感があるが、東南アジアとの比較においても2000年代初頭までと近年では様相が大きく異なる。

図7はやはり国際連合のNational Accounts Main Aggregates Databaseを参照し、1990年から2015年間の東南アジア諸国のGDP合計と日本のGDPの推移を比較したものである。2000年初頭までなら、東南アジア諸国は東になっても日本にはかなわない様子であったが、2015年には、GDP合計が日本の55%程度にまで達している。すなわち、急成長を続ける多くのアジア諸国にも追いつかれようとしている現状がはっきり見て取れる。

#### 4.5 まとめ

以上の内容は次のように整理できる。

- (1) 中国の急激な経済成長に伴う覇権国家への名乗り
  - (2) 世界における日本の経済力の存在感の希薄化
- (2)の内容は更に次の2つに分けられる。

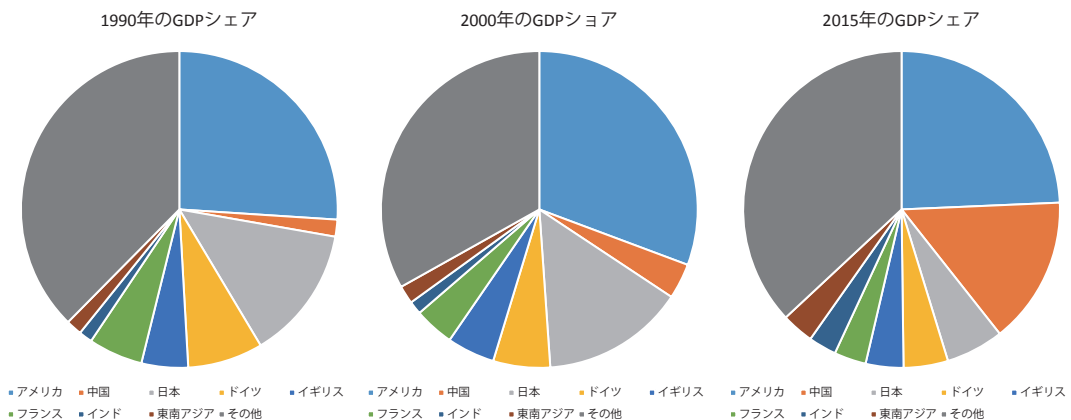


図6 各国のGDPシェア推移（URL9に基づき筆者作成）



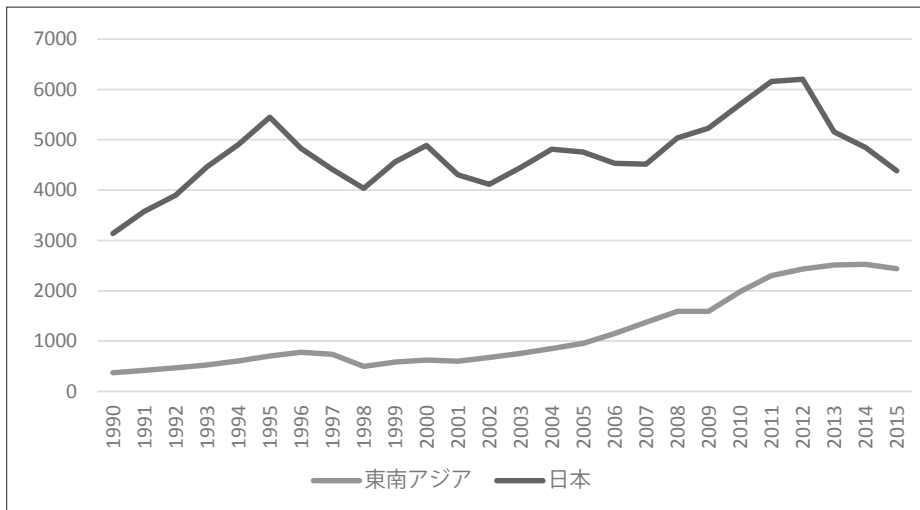


図7 東南アジア諸国と日本のGDP比較 (URL 9に基づき筆者作成)

- (a) アメリカに対する経済力の大幅な低下
- (b) 東南アジアに対する経済力の圧倒的な優位の喪失

これらから導かれる結論の一つは、既に述べたことと重なるが、中国の軍事的膨張に対する何らかの備えをする必要があるということである。もう一つはこれまでの日米同盟のように、経済力を引き合いにして、国防の大きな部分を他国に頼るといった形の安全保障が維持可能かという疑問が生じることである。アメリカはオバマ政権の時点で、かつてのような軍事力を背景とした世界の警察の立場からの撤退を表明している。政権が変わってからは、更に国益を第一にする方向に進んでいる。このような状況を踏まえると、日本がこれまで同様アメリカの重要なパートナーとして扱ってもらえるという予測は楽観的すぎるように思われる。もちろん、地理的な面から見て日本は極東における軍事的要衝であることに変わりはなく、アメリカが軍事的な作戦を行う際に重要な拠点で有り続けるだろう。しかしながら、他国から攻められたときに、アメリカが日本を必ず守ってくれるかということには不透明感が増すだろうと経済面から見ると言わざるを得ない。

米軍依存型国防に対する対案を提示するのは

容易ではない。しかしながら、日本の経済的存在感の低下からは、むしろ米軍に過度に頼るより、頼る先を分散させる方が現実的と思われる。その選択肢の一つは力を付けてきた東南アジア諸国であろう。これまで日本はこれら諸国の経済成長に浅からず関わってきている。そういった人的交流を一層進めるということは、直接的ではないが安全保障に大きく寄与する。精神科医の中井(2015)は安全保障面への人的交流の貢献の大きさを強調しており、本リレー講義においても阿部教授が主張されたポイントである。戦争を起こさないためには、このような小さな積み重ねが重要であることを肝に銘じたい。

## 5. 憲法9条と平和安全法制(大島佳代子)

### 5.1 問題の所在

日本国憲法制定後、自衛権は有するが、憲法9条2項によって戦力を放棄した日本は、自衛権の担保手段として、自衛隊設置(1954年)と日米安全保障条約を締結する道を選択した。その背景には、米ソの冷戦とその影響を受けた東アジアの状況<sup>3</sup>があったのだが、このような

<sup>3</sup> 1949年には中華人民共和国が建国され、1950年には朝鮮戦争が勃発した。

選択は憲法9条の規定と齟齬を生むことになり、政府は憲法解釈を行うことで、自衛隊や自衛のための武力の行使を合憲としてきた。

しかし、2015年に成立した安保法制による集団的自衛権の行使の一部容認は、これまでの憲法解釈とは質的に異なるものであり、政府の解釈による憲法改正として批判されている。

## 5.2 憲法9条の解釈

憲法9条1項は、以下に示すように「国権の発動たる戦争」「武力による威嚇」「武力の行使」を、「国際紛争を解決する手段としては」永久にこれを放棄している。そこで、「国際紛争を解決する手段としては」の意味が問われることになるが、(1) 侵略戦争を放棄したと解する立場と、(2) すべての戦争を放棄したとする立場に分かれる。(1) 説に立てば自衛戦争は放棄されないが、(2) 説に立てば侵略戦争と自衛戦争は区別不能であるからすべての戦争が放棄されることになる。通説は(1) 説であるが、(1) 説に立って2項を解釈すると、さらに2つの説に分かれる。(1-a) 説は2項が戦力の保持を禁止しているので自衛戦争を遂行できず結果的にすべての戦争を放棄したとし、(1-b) 説は自衛目的のための戦力は保持できると解釈する。

### 憲法9条

- ①日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
- ②前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

憲法制定当初の政府見解は上述の(1-a) 説であった。しかし、1950年に朝鮮戦争が勃発すると、GHQ(占領軍総司令部)は警察予備隊の設置と海上保安庁の増員を指令した。1952年にはサンフランシスコ講和条約と旧日米安全保障条約の同日発効に伴い、同年保安庁・保安

隊が創設された(保安庁創設の際に、海上保安庁海上警備隊が警備隊となって保安庁下に置かれた。現在の海上自衛隊の前身である)。さらに、1954年には、東西冷戦の激化を背景として、日米相互防衛援助協定(Mutual Security Act = MSA 協定)が結ばれ、これにより防衛能力を増強する法的義務を課されたわが国は、保安隊・警備隊を自衛隊へと改組する。

自衛隊が設置されると、自衛隊が9条2項の「戦力」に該当するかどうか国会で問題となった。質疑の過程で政府は、以下に述べる1972年政府解釈の基礎となる統一見解(阪田2013: 9-10)<sup>4</sup>を示し、自衛隊は9条2項によって許される自衛のための必要最小限度の実力組織であって憲法に違反しないと解釈したのである。

## 5.3 安保法制と集団的自衛権

2015年に成立した安保法制は、新たに制定された「国際平和支援法」と10の関連法律(これらをまとめて「平和安全法制整備法」という、URL 5)の改正を総称するものである。その概要は、目的の観点から「日本の平和を守る」場合と「国際社会の平和を守る」場合の2つに類型化され、さらに前者は4つの、後者は2つの事態に分類される。前者の4つの事態において自衛隊は何ができるのかについて、以下のよう

- (1) 武力攻撃事態 = 日本が直接攻撃された事態  
⇒ 個別的自衛権の行使
- (2) 存立危機事態 = 他国が攻撃されて日本の存立が脅かされる事態  
⇒ 集団的自衛権の行使
- (3) 重要影響事態 = 日本に重大な影響を与える事態  
⇒ 日本周辺に限らず米軍などの後方支援
- (4) グレーゾーン事態 = 純然たる平時でも有事でもない状況  
⇒ 共同監視、訓練中の米軍の防護

<sup>4</sup> 昭和29年12月22日衆議院予算委員会、大村清一防衛庁長官答弁。

安保法制が憲法9条との関係で問題となるのは、集団的自衛権の行使を認めていることにある。集団的自衛権とは、「自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する国際法上の権利」（阪田 2016:8）である。国連憲章51条は個別的自衛権とともに、加盟国の固有の権利として認めている。しかしながら、従来、日本政府は以下の立場から一貫して、憲法9条の下では「集団的自衛権」の行使は認められないとしてきた。すなわち、①憲法9条は自衛の措置を禁じていない、②自衛の措置は必要最小限度の範囲にとどまるべき、そうだとすれば、③集団的自衛権の行使は憲法上許されない、という1972（昭47）年の政府見解<sup>5</sup>である。

ところが、2014年7月、安倍内閣は安全保障環境の根本的な変容を理由として、①と②の解釈はそのままに、③のみを変更し「集団的自衛権」の行使を容認する閣議決定（URL 12）を行った。

#### 5.4 集団的自衛権行使容認の閣議決定まで

憲法改正を政治的信条とする安倍首相は、第一次安倍内閣時代に「日本国憲法の改正手続に関する法律」<sup>6</sup>を成立させ、2012年12月の総選挙で大勝（自公で325議席獲得、URL 13<sup>7</sup>）した後は、憲法改正の発議要件を「各議院の総議員の三分の二<sup>8</sup>以上の賛成」とする憲法96条の改正に意欲を示した。しかし、憲法96条改正については支持が広がらず<sup>9</sup>、2013年7月の参議院選挙（URL 15）<sup>10</sup>前にはトーンダウン

している。そこで次に安倍内閣が着手したのが、安保法制の整備である。そもそも、憲法96条の改正に意欲を示したのは、憲法改正のハードルを下げてから、憲法9条の改正に臨むつもりであったと推測される。憲法96条の改正を断念しても、この当時、与党は両院で過半数を占めているのであるから、法律であれば可決可能な勢力である。このような状況下で、安倍内閣は集団的自衛権行使を容認する閣議決定を行い、同年（2014年）12月の衆議院選挙において自公（自民291議席・公明35議席）で2/3以上の勢力を維持し（URL 16）<sup>11</sup>、国民の信任を得た<sup>12</sup>政権として、安保法制の成立に向けて進むことになったのである。

#### 憲法96条1項

この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。

#### 5.5 安保法制の合憲性<sup>13</sup>

安保法制の合憲性と一口に言っても、いくつかの観点<sup>14</sup>から合憲性を論じることができる。なかでも、多くの憲法学者が安保法制を憲法違反だと考えているのは、現行の憲法9条の下で集団的自衛権の行使を認めたことにある。上述したように、政府は40年以上にわたって「集

<sup>5</sup> 「集団的自衛権と憲法との関係について」（昭和47年10月14日参議院決算委員会提出資料）、阪田 2013：158-159。

<sup>6</sup> 2007（平19）年5月18日公布、2010（平22）年5月18日施行。1947（昭22）年の日本国憲法施行後60年目にして初めて憲法改正の手続に関する法律が制定された。

<sup>7</sup> 当時の衆議院議員の定数は480議席であるから、自公（自民294議席・公明31議席）で憲法改定の発議要件の2/3（320議席）を満たしている。

<sup>8</sup> 議会による改正手続を認める394の憲法典を比較した調査によれば、2/3が78%、1/2が6%、3/4が11%、3/5が3%であった（ケネス・盛・マッケルウェイン「70年変わらない意味」朝日新聞2017年5月2日朝刊）。ちなみに、改正要件の厳格度は、3/4、2/3、3/5、1/2の順である。改正要件を2/3とする憲法96条のハードルが高すぎるとは、比較憲法論的には必ずしも言えないであろう。

<sup>9</sup> この点については、「なぜ憲法を変えるのか」「憲法のどこを変えるのか」という議論が深まっていない中で、この第96条を先行して変えることに、国民の理解が得られるとは思わないとして、公明党も難色を示している（URL14）。

<sup>10</sup> この選挙の結果、自公の議席は135議席にとどまり、2/3（160議席）には及ばなかった。

<sup>11</sup> 当時の定数は475議席であり、本選挙の結果、自公が325議席を獲得し2/3（317議席）を上回った。

<sup>12</sup> もっとも、選挙の争点はアベノミクスの信を問うことに重点が置かれ、安保法制の整備は争点とされなかった。加えて、本選挙の投票率は52.66%と戦後最低を記録している。

<sup>13</sup> 合憲性という用語は「憲法に違反しているか否か」というニュートラルな意味で使用している。

<sup>14</sup> たとえば、集団的自衛権が行使できるとされる「存立危機事態」が漠然と不明確で違憲であるとの主張もみられる。（長谷部編 2015：18）。

团的自衛権の行使は憲法上許されない」と解釈してきた。つまり、この解釈は憲法慣習といってよい。憲法慣習とは、「憲法典には書かれていないが、憲法に関係した事項につき長期にわたり反復され、形成されてきた事例で、国民によって一種の規範としての価値を認められたもの」(『法律学小辞典〔第5版〕』(2016)、野中ほか(2012:10-12))をいう。この点、小泉首相(当時)は、「私は集团的自衛権を認めるんだらば憲法は改正した方がいいと思っております。憲法を改正しないで集团的自衛権、これまで積み重ねてきた政府解釈を変えろということは小泉内閣ではするつもりもありません…」との答弁を行っている(阪田2013:61)<sup>15</sup>。

このように、「集团的自衛権の行使は憲法上許されない」とする政府見解は、規範内容として確定していると解され、この変更を行うためには、閣議決定や法律の改正ではなく、憲法改正が必要とされる。憲法論としては、集团的自衛権の行使を認めるのであれば、憲法改正を行っただけで安保法制を整備すべきであり、それゆえ、多くの憲法学者が安全保障法制を違憲と考えているのである(決して、多くの憲法学者が憲法改正自体を否定しているわけではない)。

憲法9条を改正せずに集团的自衛権を認めることがなぜ違憲と解されるのかというと、それは、国会で事実上の憲法改正を行うことになるからである。憲法96条は憲法改正手続を通常の立法手続<sup>16</sup>より厳格に規定している(硬性憲法)。にもかかわらず、国会で事実上の憲法改正が行われることになれば、憲法96条は死文化するだけでなく、国民の憲法改正権も奪われることになるのである。

## 5.6 司法権の限界

憲法81条は裁判所に違憲審査権を認めているが、その性格は、具体的・付随的違憲審査で

ある。したがって、裁判所は、法律の合憲性を抽象的に判断することができない。具体的・付随的違憲審査制の下では、安全保障法制により、具体的な権利侵害を受けた人が、その侵害の違法性を訴訟で争う中で、必要があれば、裁判所がその合憲性を判断する(憲法判断)ことになる。安保法制を違憲であると裁判所に認めてもらうために、それに反対する政党の党首や国民が出訴しても訴えは認められない。

また、これまで日米安保条約やそれに基づく米軍駐留や自衛隊の設置の合憲性を問う一連の訴訟<sup>17</sup>において、最高裁をはじめ裁判所は、憲法判断を回避した形で決着をつけたり、統治行為論(高度な政治問題は、「一見極めて明白に違憲無効であると認められない限りは、裁判所の司法審査権の範囲外」<sup>18</sup>とする考え方)を採用したりして、合憲か違憲かの問題に立ち入らない態度をとっている<sup>19</sup>。

このようにみえてみると、安全保障法制の合憲性につき司法判断を求めることはそう簡単なことではないといえる。

### 憲法81条

最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が法律に適合するかしないかを決定する権限を有する終身裁判所である。

## 5.7 まとめ—主権者である国民として—

憲法とは、国家権力を制限することにより国民の権利を保障する性格を持つ。つまり、憲法の至上命題は国家権力の制限にあるから、憲法改正は、権力を拡大したり権力行使の要件を緩和したりすることを目的とするものであってはならない。

昨今しばしば耳にする「日本国憲法は制定以来1度も改正されていない」とか、「憲法が時代に合っていない」という言説は、権力拡大や

<sup>15</sup> 平成15年7月25日参議院外交防衛委員会。

<sup>16</sup> 法律案は両議院で可決したときに法律となり(憲法59条1項)、議事は出席議員の過半数で決する(同56条2項)。

<sup>17</sup> 砂川事件(最大判昭34・12・16刑集13巻13号3225頁)、百里基地訴訟(最判平元・6・20民集43巻6号385頁)、恵庭事件(札幌地判昭42・3・29下刑集9巻3号359頁)、長沼事件(最判昭57・9・9民集36巻9号1679頁)など。

<sup>18</sup> 砂川上告審判決(最大判昭34・12・16刑集13巻13号3225頁)。

<sup>19</sup> もっとも、下級審の中には、米軍駐留を違憲と判断した砂川事件一審判決(東京地判昭和34・3・30刑集13巻13号3305頁)や自衛隊を違憲と判断した長沼事件一審判決(札幌地判昭48・9・7民集36巻9号1791頁)がある。



権力行使の要件緩和の口実になっていないかどうかを精査する必要がある（高見 2017）。前者については、日本国憲法が比較憲法的にみて細かな人権規定を保障していること、例えば選挙制度や地方自治など法律に委任している事項<sup>20</sup>が多いことなどが、憲法が改正されていないことの理由として考えられる。また、後者については、例えば環境権の保障や教育の無償化は憲法改正でなくては実現できないのか（法律の制定や改正では対応できないのか）が問われなくてはならない。憲法は「国のあり方の基本」を定める法である。今そこにある問題への対応はまずは法律で解決すべきであり、法律の運用でも改正でも対応できない場合に憲法改正が議論されるべきなのである。

翻って、憲法9条である。そもそも集団的自衛権行使を認めた安倍政権の手法に立憲主義の観点から問題があるといえる。それとは別の次元で、憲法9条をめぐる問題解決には憲法改正が必要なのか、憲法改正が必要だとしたどのような改正案が妥当なのか議論されなければならない。そして、これらは主権者としての国民に委ねられているのである。

## 6. 安保法制の審議と国会の役割（武蔵勝宏教授の講義、記録：木場紗綾）

### 6.1 問題の所在

本章では、平和安保法制の国会審議過程の問題点と、自衛隊の海外派遣に際しての国会の役割について論じる。まず、平和安保法制の合憲性について、私見を述べる。そもそも集団的自衛権の行使が違憲と解する理由は、近年では、我が国に対する武力攻撃が発生していない「他国防衛権」にはほかならないからであるとされている。したがって、必要最小限度の範囲内にとどまる集団的自衛権の行使というものは、そもそもありえない。にもかかわらず、政府が安保法案を提出したのは、武力行使の高三要件を付加することで、「我が国の存立が脅かされ、国

民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること」に限定することで、違憲性を阻却しえたとの解釈をとったからである。しかし、このような限定的とされる解釈は、存立危機事態の認定の幅を広げることで内閣が拡大解釈することが可能であり、違憲の疑いのある武力行使に我が国が踏み切る蓋然性は決して低いとはいえない。だからこそ、こうした内閣の拡大解釈を抑制し、政府がとった政策判断の適切性や行使要件との適合性に関して国会による厳格なチェックの仕組みが何よりも重要であるというのがかねてからの私の主張であった。国会はそのようなチェック機能を安保法制の審議で果たしたといえるだろうか。残念ながら安保法制の結末は「強行採決」で無修正のまま政府案が成立した。同法案の審議経過をみると、国会質疑に要した日数は、衆議院18日、参議院16日、総審議時間は衆議院で116時間30分、参議院で100時間8分となっている。これほどの時間をかけた審議は、2003年の有事法制以来である。つまり、審議時間をみるかぎりでは、必ずしも審議過程が丁寧でなかったというわけではない。2015年7月13日の衆議院平和安全法制特別委員会での公聴会をはじめ、地方公聴会を含めればのべ50名以上の有識者が意見を述べたことになる。

しかし同時に、長時間にわたる国会審議は、国際情勢の緊迫を理由に採決を目指す与党と、憲法解釈の問題に終始する野党が妥協点を見出すことなく、ベクトルの異なるすれ違いの議論に終始した感がある。

### 6.2 コンセンサスのなかった国会審議

中央、地方公聴会等には多くの公述人、参考人が招かれたが、実際には、政党推薦にもとづいたため、各党の主張をコピーするような意見が相次いだ。民主党は違憲派の憲法学者や元官僚、共産党は市民団体、自民党は安保の専門家のほかに合憲派の憲法学者とその人選は終始偏ったままだった。審議の最終盤での参議院中央公聴会には与党推薦の坂元一哉氏（国際政治

<sup>20</sup> このほかに、国民の要件、財産権の内容、教育を受ける権利など、法律委任事項は10に及ぶ。たとえば、ノルウェーのように憲法で選挙区まで定めている国とわが国とは憲法改正の条件が異なるのは当然である（ケネス・盛・マッケルウェイン「70年変わらない意味」朝日新聞2017年5月2日朝刊参照）。

学)、野党推薦の小林節氏(憲法学)ら6名が意見を述べているが<sup>21</sup>、憲法学者や国際法学者は法理論上の見解に基づいた解釈を述べ、国際政治学者は政策上の必要性を述べ、結局、集団的自衛権の行使についての専門家間の一致は得られなかった。現実の国際政治と憲法の節合点を見出すためには、国際安全保障の観点からの立法事実とそれを適用するための法政策を接合する「立法政策」の専門家が招致されてしかるべきであったが、どの政党も代案を具体的に示せる有識者を推薦しなかった。党の方針と異なる意見が参考人から出る事態を避けたのであろう。徹底抗戦をするためには、建設的な妥協策はかえって差し障りになるからである。例外的に、7月13日の衆議院公聴会で公述した木村草太氏(維新推薦)のみが、維新の対案を例に憲法と安保政策の接点を見出して立法政策の観点からの発言を行ったといえる<sup>22</sup>。

野党第一党である民主党は最後まで対案を出さず、世論は二分され、国会では「敵対型政治」といもいうべき対立ばかりが際立っていた。2003年の有事法制の採決においては自民、公明に加えて野党第一党の民主党も賛成したが、安保法制に賛成した政党は、自民党、公明党と、小会派である3野党(日本を元気にする会、次世代の党、新党改革)のみで、野党の賛成議員はわずか14名のみであった。平和安保法制に関する与野党に深刻な亀裂が存在する中で、いざ有事が発生した場合に、有効な対処方針を政府が決定することができるかは疑問である。国民的コンセンサスが不在のままに、安全確保などに拡充されたPKOや国際平和共同対処事態に自衛隊を派遣できるのだろうか。

このような対立型政治の背景には、与党が衆議院で3分の2の特別多数を有し、参議院でも多数を確保している状況のもとで、野党である民主党は、審議時間の最大化を図り、政府与党との対立点を有権者に明示するというポジションテイクを戦略とするしかなかったことが考えられる(武蔵2016:185-186)。対案を提

出すれば民主党内が割れるかもしれないとのリスクもあった。野党は「反対のための反対」に終止し、与党側は話し合いによる合意を目指す意思を示さず、法案修正という選択肢は双方ともに眼中にはなかったともいえる。

小泉政権までの日本の国会審議の形態は、対立的な政策であっても、「コンセンサス型」(武蔵2016:185)が目指され、与党内での対立が極大化した郵政関連法案でさえ妥協策としての法案修正が行われた。しかし安倍一強といわれる現在の自公政権下では、与野党が協調しながら合意を見出すような従来の国会運営は顧みられず、野党側もそれを是とした対決姿勢を演じることで、特定秘密保護法案、平和安保法制、テロ等準備罪法案といった対決法案で、多数派による強行採決が繰り返されているのが、国会の実態であるといえるだろう。

### 6.3 自衛隊の海外派遣と国会の役割

憲法9条のもとで、合憲解釈のための便法として編み出された「自衛のための必要最小限度の実力」の範囲に関する絶対的な基準はない。極端な例を挙げれば、日本に深刻な脅威を与える相手国が核兵器を保有すれば日本も核兵器を保有することが必要最小限度の実力であるとの解釈も可能である。安倍政権は「日本をめぐる安全保障環境の劇的な変化」という国際情勢を根拠に、この基準を引き上げようとした。

「武力行使の高三要件」(2014年7月1日閣議決定)では、自国防衛に加えて、新たに存立危機事態をその対象としたが、この「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること」とはどのような事態を指すのだろうか。政府の答弁からは、大陸間弾道ミサイルが日本上空を通過して米国を攻撃する際、日本のイージス艦がそれを迎撃するケースや、公海で警戒監視中の米艦を防護する

<sup>21</sup> 朝日新聞2015年9月16日「中央公聴会 6氏が意見」

<sup>22</sup> 2015年7月13日産経新聞「木村草太・首都大学東京准教授「憲法無視の政策論は国民無視の政策論」によると、木村准教授は下記のように発言している。「以上述べたように、集団的自衛権の行使は憲法違反となります。もちろん、集団的自衛権の行使が憲法違反であるということは、集団的自衛権の行使容認が政策的に不要であるということまでを意味するものではありません。集団的自衛権の行使容認が政策的に必要であるのなら、憲法改正の手続きを踏み、国民の支持を得ればよいだけです。仮に改憲手続きが成立しないのであれば、国民が改憲を提案した政治家、国際政治、外交・安全保障の専門家、改憲派の市民の主張を説得力がないと判断しただけです。」

というケースが想定されている。米国の領土あるいは米軍が攻撃を受けるということは、米軍基地の所在する日本に対する危機が及ぶリスクがあるという判断から、「根底から覆される明白な危険」との認定が可能との理屈である。つまり、日本が集団的自衛権を行使する際の存立危機事態は武力攻撃事態と密接に関わっているがゆえに正当化されるというものである。ところが、安保法制の国会審議では、日本周辺だけでなく中東など地理的にはなれた地域に対し、日本への経済的影響を根拠に自衛隊が防衛出動を行なうことも、存立危機事態に基づく集団的自衛権の発動に含まれることが説明された。たとえば中東で戦争が勃発し、米国の敵国がホルムズ海峡に機雷を敷設してタンカーの通過を妨害するような場合に、自衛隊が掃海艇を派遣するようなケースである。日本は半年分の原油備蓄しか有しておらず、原油のシーレーンを絶たれると経済活動が停滞するため、「国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある」というのである。

他方で、日本政府はこれまで2001年のアメリカ同時多発テロ事件を受け、同年から2010年までの9年間、海上自衛隊の補給艦をインド洋に派遣していた。根拠法は時限立法のテロ対策特別措置法および、その後成立した補給支援特措法であるが、派遣にかかる国会承認は最初の1度しか行われていない。その理由として、政府は、法律の期限が切れるたびに延長法を国会審議して成立させたので、改めて国会承認を得ることは不要との立場をとった。今回の安保法制では、こうした特措法形式をやめ、一般法・恒久法としての「国際平和支援法」を新たに制定した。しかし、同時に、自衛隊の活動地域は、「非戦闘地域」から「現に戦闘行為が行われていない現場」に拡大され、国連PKO活動を含む自衛隊員の武器の使用の範囲の拡大や駆けつけ警護という任務も付与され、自衛隊員の国際平和協力活動のリスクはより増大することになった。このような拡大、深化した自衛隊の海外での活動を実施するには、自衛隊の派遣の目的やその内容について、国会が厳格なチェックを行い、現地での活動状況についてのフォロー

アップを行うことが欠かせない。

私は、まだ政府内で安保法案の調整が行われていた2015年3月26日に朝日新聞のインタビューに対し、法案には次の三点が盛り込まれるべきであると述べた<sup>23</sup>。第一は、戦闘中の他国軍を後方支援する恒久法を作って自衛隊を派遣する際には、政府は派遣の詳細に関する基本計画を国会に提出し、例外なく事前承認を得ること。第二は、派遣された自衛隊の活動について国会で2年ごとに承認手続きを行い、活動の必要性や安全性を議論すること。第三は、米国のように、派遣先での状況が変わった場合に国会が派遣中止の議決を行えば撤退せねばならないとの「派遣中止議決権」を認めることである。

最終的に政府は、公明党の要求を受け、国際平和共同対処事態への対応措置の実施に当たっては、その実施前に、例外なく国会の承認を得なければならないことを規定した。さらに、国会審議の大詰めの段階で、与党と参院の小会派3党との間で、法案の付帯決議に合意した。それが、2015年9月16日付の「平和安全法制についての合意書」(URL 17)である。合意事項には、存立危機事態に該当するが、武力攻撃事態には該当しない例外的な場合(たとえば前述のホルムズ海峡の機雷敷設によって日本が経済的危機に陥るような場合)における防衛出動の例外なき国会の事前承認、自衛隊の活動に関する180日ごとの国会報告、国会による「派遣中止議決権」、自衛隊の活動の常時監視および事後検証のために適時適切に所管の委員会などで審査を行うこと、などが盛り込まれた。

2016年7月には自衛隊が国連PKO活動に従事している南スーダンの首都ジュバで「戦闘」が発生し、派遣部隊は陸上幕僚幹部に対して日報でそれを報告していたが、半年後にメディアが指摘するまでは国会議員もその事実を知らなかったという事態が明るみに出た。このような隠ぺい体質がある状況で、政府が「存立危機事態」や「国際平和共同対処事態」に自衛隊を海外派遣することは到底許されるものではない。国会による適切な監視のもと、政府による自衛隊の海外での活動についての説明責任を緊張感

<sup>23</sup> 2015年3月26日朝日新聞「海外派遣 国会の事前承認必須」



のある形で果たさせねばならない。

参議院での与野党合意事項は、閣議決定によって担保されるとされたものの、たとえば、「常時監視および事後検証のための国会の組織のあり方について各党間で検討を行い、結論を得ること」について、法律成立後も何ら進展はみられていない。与野党合意に関わった14名の野党議員のほとんどが、参議院選挙での落選などによって、党それ自体が瓦解してしまったからである。これが、与党が採決を急ぎ、少数の野党議員とのカモフラージュのような合意書に署名した結末である。少なくとも野党第一党は具体的な対案を示し、政府与党に法案修正を促すべきではなかった。

## 7. アンケート結果の分析と講義の教育効果 (川上敏和)

本講義では、最終回の授業時間にアンケートを実施し、22名の学生から回答を得た。アンケートは、①こちらから質問を立ててそれに答えてもらうタイプのもの、②15回の講義のうち、良かった回、テーマ、講師、悪かった回、テーマ、講師を挙げてもらうタイプのもの、③感想を自由に記述してもらうものの3つから構成されている。質問に答えてもらうタイプのものについての結果は、表5～9にまとめた通りである。

アンケート結果からは、今回の試みは受講生に概ね好評を博したことが読み取れる。表5では大多数の受講生が講義の受講に満足していること、また表7では安保法制に対する理解も深まったという回答が多数を占めていることが分かる。表9によれば、一つのテーマについて、様々な専門分野の教員がリレー方式で講義をし、それぞれの異なった視点で論じるという手法について、強く支持する学生数は圧倒的多数である。個別の感想を読んでみても、この点についてのコメントが最も多く、そのような手法が興味や関心を引き出し、また複眼的に考えることの重要性を喚起させたと言ったものが見られた。良かった回、テーマ、講師についての回答も、適度に分散している。近年、「文理融合」や「リベラルアーツ」といった言葉が注目を浴び、分野横断的なものの見方の重要性が強調さ

れてはいるが、それを具体的な形をとって示した例は、日本の大学でもまだまだ希少であると思われる。今回の試みはその稀有な例の1つであり、今後、発展させていく意義のある取り組みであることを支持するアンケート結果と言える。

大学の講義において、リレー講義形式を採用している事例は少なくない。しかしながら、リレー方式を採用する際の目的は、広い領域を分割し、各教員が自分の専門パートに責任を持つというタイプのものである。例えば、同志社大学経済学部においては、「経済学入門」を3つに分け、最初にミクロ経済学の専門家が、次にマクロ経済学の専門家が、最後に計量経済学の専門家が受け持つという方式を採用しているが、これはその具体例の1つである。本政策学部においても「政策学入門」がそれに当たる。逆に、本講義ではテーマが安全保障法制に固定され、それについて普段は専門的に研究をしていない教員も専門家に加わって幅広い観点から論じているところに独自性や意義がある。しかしながら、このような試みは2つの意味でハードルが高い。1つは講義全体をコーディネートする教員の力量が問われることであり、もう1つは分野外の教員には自分の専門を講義する以上に負担が大きいことである。講義全体を統括し、コーディネートにおいて中心的な役割を果たす教員は、テーマに明るい教員にならざるを得ない。結果、テーマに近い分野を専門とする講師の割合が多い配置が実現しやすく、今回もそのような傾向は否めない。また、テーマから遠い教員にとっては、そのテーマに如何に絡み、その上で学生にとって有意義な講義をするという課題は、やはり困難な作業を伴う。これは深読み過ぎる可能性もあるが、このような問題点と表6のアンケート結果に何らかの関係があるのかも知れない。安保法制に対する賛否の変化は「反対から賛成に変わった」と「無意見から賛成に変わった」という具合に、合計で8名が賛成に転じた一方、反対に転じた人数は0名であった。これはより専門に近い、あるいは現実に近い講師が多く配置されたことの影響があるのかも知れない。また、そちらの方の講義が学生たちにより説得力があったということもあるだろう。講義の目的はより多様な考え方を身に付けてもらうことであるから、このような偏っ



表5 この授業を受講してよかったと思いますか

答え	人数
強くそう思う	10
まあ思う	11
どちらでもない	0
あまり思わない	1
まったく思わない	0

表6 この授業を受講する前と後で、安保法制に対する賛否が変わりましたか

答え	人数
賛成のまま	5
反対のまま	1
賛成から反対に変わった	0
反対から賛成に変わった	3
無意見から反対に変わった	0
無意見から賛成に変わった	5
無意見のまま	6
その他	2

表7 この講義を通じて安保法制の全体像についての理解は深まりましたか

答え	人数
強くそう思う	8
まあ思う	12
どちらでもない	2
あまり思わない	0
まったく思わない	0

表8 この授業の難易度はいかがでしたか

答え	人数
非常に難解	3
難解	13
普通	6
やさしい	0

表9 この科目は政策学部の複数の教員が同じテーマについて別の学問分野から説明する新しい試みですが、今後、このような科目が設けられてまた受講したいと思いますか

答え	人数
強くそう思う	14
まあ思う	7
どちらでもない	1
あまり思わない	0
まったく思わない	0

た結果は反省材料と言えるだろう。また、今後同様の講義を企画する際には、この2つのハードルは肝に銘じるべきものと思われる。

### 【謝辞】（大島佳代子）

2017年度春学期開講の政策トピックス-20「平和安全保障法制を考える」は、私自身かねて本学部でこのような講義を開講したいと望みながら叶わなかったのが、漸く実現できたクラスである。政策学部は様々なディシプリンを持つ教員から構成されている点に最大の特徴がある。あるトピックを語る際にも、ディシプリンによって、視点や分析方法などが変わりうる。1つのトピックを複数の専任教員が論ずることで、学生に、多角的視点で考えるということを感じてほしいと考えてきた。今年度はコーディネーターとして木場紗綾助教の強力な力添えを得た上に、阿部茂行先生、武蔵勝宏先生、川上敏和先生から講義の分担をご快諾いただいた。学生にとっては、国際政治や憲法にとどまらず、国際関係、立法過程、経済学の視点から安全保障法制の問題を考えるきっかけとなったものと自負している。加えて、法学部政治学科の飯田健先生にもご講義をいただいたほか、北海道大学名誉教授 高見勝利先生および実務に携わっているゲストスピーカーの方々（防衛省伊澤修氏、自衛隊京都地方協力本部 安孫子一氏、NHK放送文化研究所 原由美子氏）の協力も得た。この場を借りて感謝申しあげる。

とくに今春ご退職される阿部先生には、改めて御礼申しあげたい。阿部先生には、本講義で「アジア太平洋の経済安全保障」というテーマでお話しいただいた。武力に武力をもって対抗する安全保障という考えではなく、アジア太平洋諸国の人的交流や経済協力によって安全保障を構築するという観点からの印象深い内容であった。1コマとはいえ全くのボランティアの上、講義の分担のお願いに伺った頃にご体調がすぐれなかった時期にもかかわらずご快諾いただいた。

私事ながら、阿部先生と個人的にお話しするようになったのは教職員のテニスサークルがきっかけであり、お話しをしてみると当初抱いていた近寄りやすいイメージが一変し、その後

は研究棟の廊下で雑談に興じるようにもなった。そんなときは大抵ご自身の研究や携わっている仕事の話が多かったが、ときには政策学部のあり方についての厳しいご意見もいただいた。海外出張の折に、現地で活躍している卒業生を食事に誘い旧交を温める学生思いの先生故と拝聴した。ご退職後は阿部先生の深い学識を学生に還元できる場に限られることとなるが、今後も変わらぬご教示を賜るようお願い申しあげ次第である。

## 参考文献

### 【日本語文献】

- アイケンベリー・ジョン著、細谷雄一訳 (2012) 『リベラルな秩序か帝国か：アメリカと世界政治の行方』(上)(下) 勁草書房
- 石井進・五味文彦・笹山晴生・高埜利彦他 (2012) 『詳説日本史 改訂版』山川出版社
- 木村靖二・岸本美緒・小松久他 (2012) 『詳説世界史 改訂版』山川出版社
- 倉本一宏『戦争の日本古代史 好太王碑 (2017) 『白村江から刀伊の入寇まで』講談社
- 阪田雅裕編著 (2013) 『政府の憲法解釈』有斐閣
- 阪田雅裕 (2016) 『憲法9条と安保法制』有斐閣
- 白石隆 (2016) 『海洋アジア VS 大陸アジア—日本の国家戦略を考える—』ミネルヴァ書房
- 添谷芳秀 (2016) 『安全保障を問いなおす—「九条・安保体制」を越えて』NHK 出版
- 高見勝利 (2017) 『憲法改正の「判断基準」と自衛隊『憲法編入』の要否判定』『世界』897号、岩波書店
- 長谷川将規 (2013) 『「経済安全保障—経済は安全保障にどのように利用されているのか—』日本評論社
- 長谷部恭男編 (2015) 『検証・安保法案 どこが憲法違反か』有斐閣
- 中井久夫 (2015) 『戦争と平和 ある観察』人文書院
- 野中俊彦・中村睦男・高橋和之・高見勝利 (2012) 『憲法 I 〔第5版〕』有斐閣
- 武蔵勝宏 (2016) 『国会』、森本哲郎『現代日本の政治 持続と変化』法律文化社
- 『憲法判例百選 II 〔第6版〕』(2013) 有斐閣
- 『法律学小辞典 〔第5版〕』(2016) 有斐閣
- 『通商白書 2007 年』
- 『通商白書 2015 年』

### 【英語文献】

Baldwin, David A. (1985) *Economics Statecraft*, Princeton University Press

### 【ウェブページ】

- Global Firepower (2017) "Military Strength Ranking" 2017 年 9 月 10 日取得、<https://www.globalfirepower.com/countries-listing.asp>
- 外務省 (2014) 「第 13 回アジア安全保障会議 (シャングリラ・ダイアログ) 安倍内閣総理大臣の基調講演」2017 年 9 月 10 日取得、[http://www.mofa.go.jp/mofaj/np/page4\\_000496.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/np/page4_000496.html)

- 首相官邸 (2015) 「2005 年 4 月 29 日 米国連邦議会上下両院合同会議における安倍内閣総理大臣演説」2017 年 9 月 10 日取得、[http://www.kantei.go.jp/jp/97\\_abe/statement/2015/0429enzetsu.html](http://www.kantei.go.jp/jp/97_abe/statement/2015/0429enzetsu.html)
- 外務省 (2017) 「組織案内・所在地：経済局」2017 年 9 月 10 日取得、<http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/sosiki/keizai.html>
- 独立行政法人経済産業研究所 (2004) 「ブレイン・ストーミング最前線 経済安全保障を考える—技術政策の視点から」2017 年 9 月 10 日取得、<http://www.rieti.go.jp/jp/papers/journal/0404/bs01.html>
- 独立行政法人日本学生支援機構 (2017) 「平成 28 年度外国人留学生在籍状況調査結果」2017 年 9 月 10 日取得、[http://www.jasso.go.jp/about/statistics/intl\\_student\\_e/2016/index.html](http://www.jasso.go.jp/about/statistics/intl_student_e/2016/index.html)
- 小林庸平 (2013) 「新しい貿易統計」から見える日本の産業構造転換」独立行政法人産業経済研究所コラム、2017 年 9 月 10 日取得、[http://www.rieti.go.jp/jp/columns/a01\\_0362.html](http://www.rieti.go.jp/jp/columns/a01_0362.html)
- 大和住銀投信投資顧問ウェブサイト (2015) 「TPP のここに注目！—拡大する FTA ネットワーク」2017 年 9 月 10 日取得、<http://www.daiwasabi.co.jp/market/column/26/backnumber/detail/241/>
- The United Nations National Accounts Main Aggregates Database(2017), 2017 年 8 月 30 日取得、<http://unstats.un.org/unsd/default.htm>
- US Pew Research Center (2015) "People Think China Will or Already Has Replaced U.S. as Superpower" 2017 年 8 月 30 日取得、<http://www.pewglobal.org/2015/06/23/global-publics-back-u-s-on-fighting-isis-but-are-critical-of-post-911-torture/bop-report-17/>
- 内閣官房・内閣府・外務省・防衛省 (2015) 『『平和安全法制』の概要』2017 年 9 月 7 日取得、<file:///C:/Users/owner/AppData/Local/Microsoft/Windows/INetCache/IE/MRKW1UXQ/siryou1.pdf>
- 首相官邸 (2014) 「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」(2014 年 7 月 1 日閣議決定) 2017 年 9 月 7 日取得、[file:///C:/Users/owner/AppData/Local/Microsoft/Windows/INetCache/IE/I93TASL4/anpohosei%20\(1\).pdf](file:///C:/Users/owner/AppData/Local/Microsoft/Windows/INetCache/IE/I93TASL4/anpohosei%20(1).pdf)
- 総務省自治行政局選挙部 (2012) 「第 46 回衆議院総選挙結果調」2017 年 9 月 7 日取得、[http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo\\_s/data/shugiin46/index.html](http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/data/shugiin46/index.html)
- 公明党 (2017) 2017 年 9 月 7 日取得、<https://www.komei.or.jp/campaign/sanin2013/ig/kg.html>
- 総務省自治行政局選挙部 (2013) 「第 23 回参議院議員通常選挙結果調」2017 年 9 月 7 日取得 <http://www.soumu.go.jp/senkyo/23sansokuhou/> および <https://www.jiji.com/jc/2013san>
- 総務省自治行政局選挙部 (2014) 「第 47 回衆議院総選挙結果調」2017 年 9 月 7 日取得、<http://www.soumu.go.jp/senkyo/47sansokuhou/>
- 首相官邸 (2015) 平和安全法制についての合意書 (平成 27 年 9 月 16 日) 2017 年 9 月 10 日取得、[www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/pdf/heiwaaanzenhouseigouisyo.pdf](http://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/pdf/heiwaaanzenhouseigouisyo.pdf)